

遺族基礎年金（2）①：9分

1. 遺族基礎年金の基本年金額（法第38条）
 2. 配偶者に支給する遺族基礎年金の額（法第39条第1項）
 3. 子に支給する遺族基礎年金の額（法第39条の2第1項）
 4. 死亡の推定と失踪宣告
 5. 死亡の推定（法第18条の2）
 6. 失踪宣告（法第18条の3）
 7. 「推定する」と「みなす」
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第38条 ……………国民年金法第38条

遺族基礎年金の基本年金額（法第38条）

基本年金額

780,900円※



改定率



遺族基礎年金の額

※法第38条に規定する年金額
（実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）

（100円未満を四捨五入）

平成26年度までは、物価スライド特例措置により、特例水準の年金額が支給されていました。具体的には、804,200円に物価スライド率を乗じて得た額が、実際の年金支給額となっていました。



配偶者に支給する遺族基礎年金の額①（法第39条第1項）

「配偶者と子が受給権者」の場合

配偶者に支給する
遺族基礎年金の額

=

基本年金額

+

子の人数に応じた加算額

(※100円未満を四捨五入)

基本年金額※
780,900円
×
改定率

+

1人目の子の加算額※
224,700円
×
改定率

+

2人目の子の加算額※
224,700円
×
改定率

+

3人目以降の子の加算額※
74,900円
×
改定率

=

配偶者に支給する
遺族基礎年金の額

(法第39条第1項に規定する年金額であり、実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)

配偶者が遺族基礎年金を受けるためには

⇒ 遺族基礎年金を受けることができる子と生計を同じくしていることが必要

配偶者に支給する遺族基礎年金の額②（法第39条第1項）

例：3人の子を持つ配偶者に支給する遺族基礎年金の額

（※100円未満を四捨五入）

$$\begin{array}{ccccccc} \begin{array}{c} \text{基本年金額※} \\ 780,900\text{円} \\ \times \\ \text{改定率} \end{array} & + & \begin{array}{c} \text{1人目の子の加算額※} \\ 224,700\text{円} \\ \times \\ \text{改定率} \end{array} & + & \begin{array}{c} \text{2人目の子の加算額※} \\ 224,700\text{円} \\ \times \\ \text{改定率} \end{array} & + & \begin{array}{c} \text{3人目の子の加算額※} \\ 74,900\text{円} \\ \times \\ \text{改定率} \end{array} & = & \begin{array}{c} \text{3人の子を持つ} \\ \text{配偶者に支給する} \\ \text{遺族基礎年金の額} \end{array} \end{array}$$

（法第39条第1項に規定する年金額であり、実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）

子に支給する遺族基礎年金の額①（法第39条の2第1項）

子のみが受給権者の場合

子に支給する
遺族基礎年金の額

(※100円未満を四捨五入)

基本年金額※



子の人数に応じた子の加算額

受給権を取得した子が
1人の場合

基本年金額
780,900円
×改定率※



子の加算は行われません

受給権を取得した子が
2人以上いる場合

基本年金額
780,900円
×改定率※



2人目の子の加算額は「224,700円×改定率」
3人目以降の子の加算額は1人につき「74,900円×改定率」
(1人目の子は加算の対象とならない)

(法第39条の2第1項に規定する年金額であり、実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)

それぞれの子に支給する遺族基礎年金の額は、
基本年金額と加算額の合計額を子の人数で除して得た額となります。

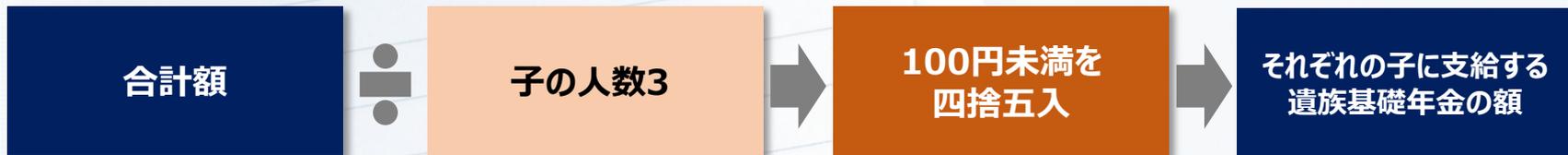
子に支給する遺族基礎年金の額②（法第39条の2第1項）

例：遺族基礎年金の受給権を有する子が3人いる場合

(※100円未満を四捨五入)



(法第39条の2第1項に規定する年金額であり、実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)



死亡の推定と失踪宣告

国民年金法の死亡を支給事由とする給付

遺族基礎年金

寡婦年金

死亡一時金

失踪宣告

生死不明の者を法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度

行方不明となった日

民法【普通失踪】

7年

【特別失踪】

1年

利害関係人の請求

家庭裁判所の失踪宣告

行方不明者を死亡したものとみなす

失踪期間

この失踪期間が経過するのを待っていると、残された遺族が必要なときに国民年金法の給付を受けることができなかつたり、また、子の年齢が18歳到達年度の末日を超えてしまい遺族基礎年金の支給要件を欠くことになったりすることが考えられるため、国民年金法では法第18条の2において、死亡とその時期の推定について特例を設けています。

死亡の推定（法第18条の2）

行方不明の場合の取扱い①（死亡の推定）

船舶沈没・
航空機墜落等

- ▶ 「船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際に、現にその船舶に乗っていた者」
- ▶ 「船舶に乗っていて、その船舶の航行中に行方不明となった者」
- ▶ 「航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際に、現にその航空機に乗っていた者」
- ▶ 「航空機に乗っていて、その航空機の航行中に行方不明となった者」

・生死が3か月間わからない場合

・3か月以内に死亡したことが明らかとなったが具体的な死亡の時期がわからない場合

船舶・航空機の事故の日、行方不明となった日に、
死亡したものと推定する

3か月

船舶・航空機の事故の日、行方不明となった日に、遺族基礎年金の受給権が発生する

失踪宣告（法第18条の3）

行方不明の場合の取扱い②（失踪宣告）

【普通失踪の場合】



失踪宣告の場合、遺族基礎年金の受給権が発生する日は、
「行方不明となった日から7年を経過した日」

「推定する」と「みなす」

「推定する」

一応このように取り扱うが、もし、反対の証拠を出せば、それを覆すことができるという場合。

「**死亡の推定**」であれば、生存の事実が判明した場合は、死亡の効果は消滅する。

「みなす」

実際にそうでなくても、一定の法律関係においてはそうだと決めてしまう場合。

「**死亡したものとみなされた場合**」、家庭裁判所による失踪宣告の取り消しがない限り、死亡の効果は消滅させることはできない。



確認問題

問題 1

配偶者が受ける遺族基礎年金の額は、その者の生年月日に応じ、一定額を加算が行われる。

解答



(法第39条)

配偶者に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする子であって一定要件を満たすものがあるときに、当該子の数によって加算が行われます。

問題 2

民法の規定により失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合であれば、行方不明となった日から7年を経過した日に死亡したものと推定される。

解答



(民法第30条、第31条)

民法の規定により失踪の宣告を受けた者は、普通失踪の場合であれば、行方不明となった日から7年を経過した日に死亡したものと「みなされます。」



遺族基礎年金（2）②：10分

1. 遺族基礎年金の年金額の改定
2. 配偶者に支給する遺族基礎年金の額の増額改定（法第39条第2項）
3. 配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定（法第39条第3項）
4. 子に支給する遺族基礎年金の額の改定（法第39条の2第2項）
5. 失権（法第40条）
6. 配偶者と子の共通の失権事由（法第40条第1項）
7. 配偶者の失権事由（法第40条第2項）
8. 子の失権事由（法第40条第3項）

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第39条第2項 …………… 国民年金法第39条第2項

遺族基礎年金の年金額の改定

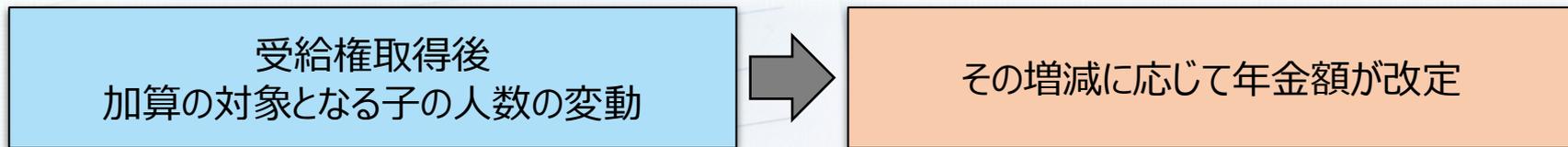
遺族基礎年金の 年金額の改定

法第39条に規定される
「配偶者に支給する遺族基礎年金の額の改定」

法第39条の2に規定される
「子に支給する遺族基礎年金の額の改定」



配偶者に支給する遺族基礎年金の額の増額改定 (法第39条第2項)



	改定事由	年金額の改定
増額改定	配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時、胎児であった子が生まれたとき	胎児であった子が生まれた日の属する月の翌月から改定



被保険者等の死亡した当時に遡って、遺族基礎年金の額が改定されるのではない。

配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定① (法第39条第3項)

	改定事由	年金額の改定
減額改定	配偶者に「加算の対象となる子が2人以上いる場合で、その子のうち、1人を除いた子」が、8つある減額改定の事由のいずれかに該当した場合	減額改定の事由に該当した日の属する月の翌月から改定

加算の対象となる子のすべてが減額改定の事由に該当した場合、配偶者の遺族基礎年金の受給権は消滅する。



配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定②（法第39条第3項）

減額改定の事由 1～4

1 死亡したとき

2 婚姻をしたとき

3 配偶者以外の者の養子となったとき

4 離縁によって、死亡した被保険者、または被保険者であった者の子でなくなったとき

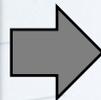
配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定③（法第39条第3項）

減額改定の事由 5～8

- 5 配偶者と生計を同じくしなくなったとき
- 6 18歳到達年度の末日が終了したとき
- 7 障害等級の1級、または2級に該当する子が、18歳到達年度の末日が終了した後に、障害等級の1級、または2級に該当しなくなったとき
- 8 障害等級の1級、または2級に該当する子が、20歳に達したとき

子に支給する遺族基礎年金の額の改定（法第39条の2第2項）

受給権取得後
受給権を有する子の人数に変動



増減を生じた日の属する月の翌月から
年金額が改定

遺族基礎年金を受けている子が
2人以上いる場合



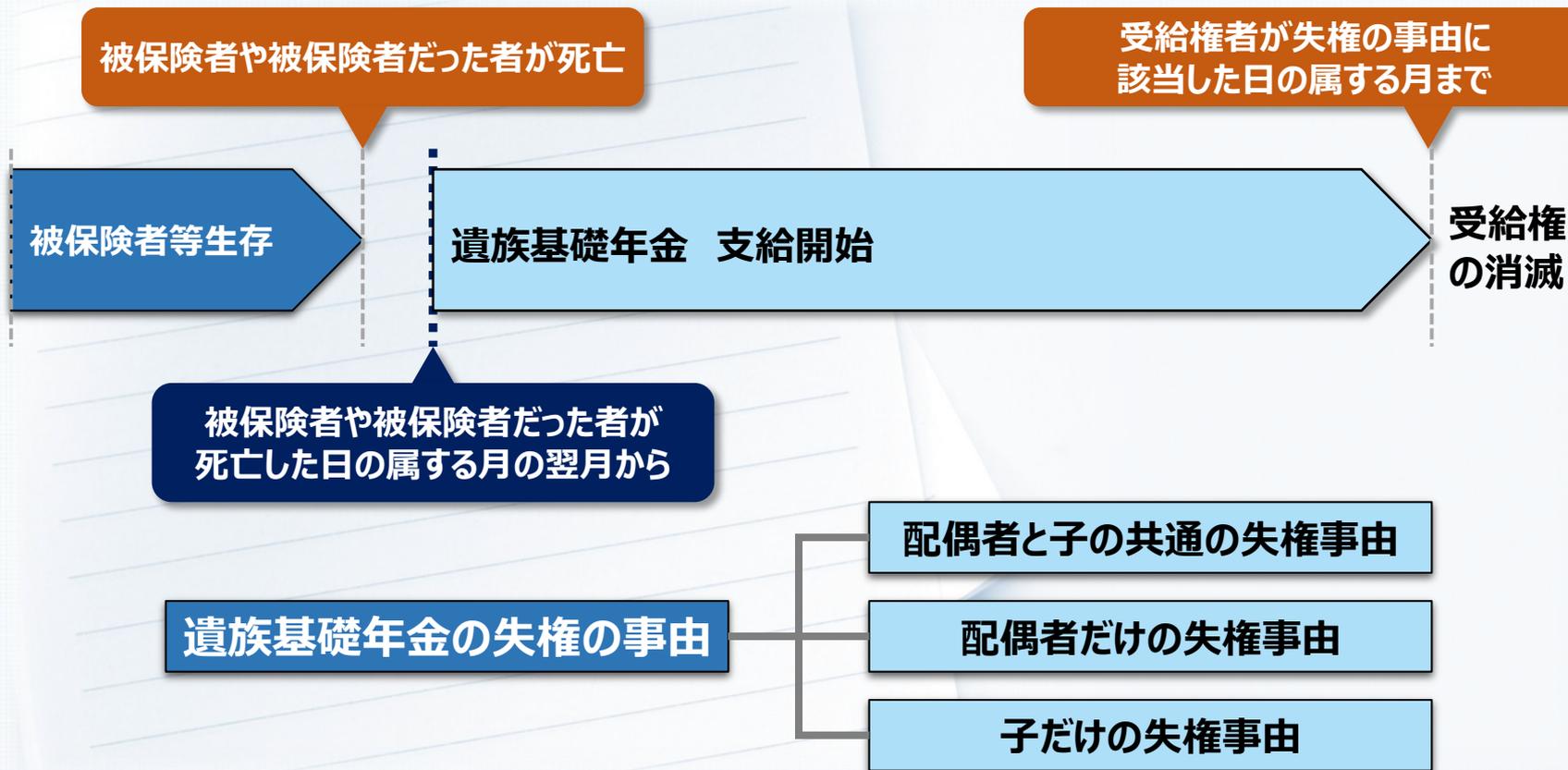
その子のうち1人を除いた子が
法第40条に規定される「失権の事由」に該当した場合



年金額が改定



失権（法第40条）



配偶者と子の共通の失権事由（法第40条第1項）

配偶者と子の 共通の失権事由

1. 死亡したとき
2. 婚姻をしたとき
(事実婚を含む)
3. 養子となったとき

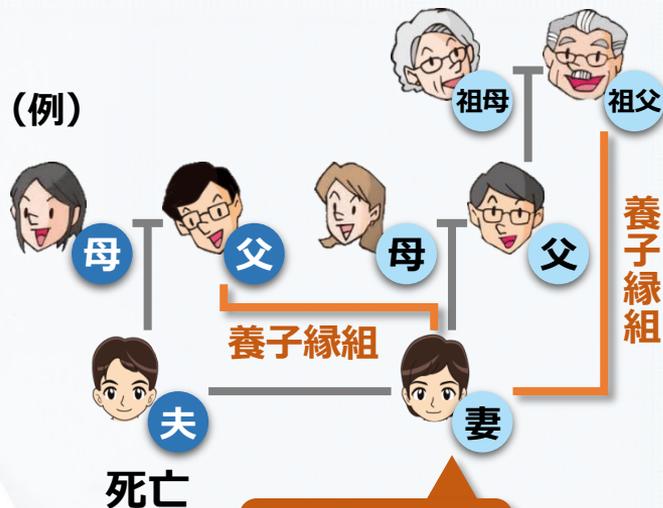
直系血族、または直系姻族の養子となったときを除く

→ 配偶者の祖父母、父母、子、孫など

→ 自分の祖父母、父母、子、孫など

直系

世代が上下に直線的に連なる血縁者



遺族基礎年金の
受給権は消滅しません。

配偶者の失権事由（法第40条第2項）

配偶者の遺族基礎年金の受給権は、加算の対象となるすべての子が、法第39条第3項に規定される8つの減額改定の事由のいずれかに該当した場合は、消滅する。

遺族基礎年金の受給権を有する配偶者と子のうち、**すべての子**が直系血族、または直系姻族の養子となった場合

減額改定の事由 (法第39条第3項)	配偶者以外の者の 養子となったとき	すべての子が配偶者以外の者の 養子となった場合、配偶者の遺族 基礎年金の受給権は消滅する。
配偶者と子の共通の 失権事由 (法第40条第1項)	養子となったとき (直系血族、または直系姻族 の養子となった場合を 除く)	直系血族、または直系姻族の 養子となったときを 除く ことから、 子の遺族基礎年金の受給権は 消滅しない。

子の失権事由（法第40条第3項）

子だけの失権事由

1. 離縁によって、死亡した被保険者、または被保険者であった者の子でなくなったとき
2. 18歳到達年度の末日が終了したとき
※障害等級の1級、または2級に該当する子を除く
3. 障害等級の1級、または2級に該当する子が、18歳到達年度の末日が終了した後に、障害等級の1級、または2級に該当しなくなったとき
4. 障害等級の1級、または2級に該当する子が、20歳に達したとき

遺族基礎年金を20歳まで受けることができる子

被保険者等が死亡した当時から障害等級に該当する障害の状態にある子のほか、遺族基礎年金の受給権が発生した後、18歳到達年度の末日までの間に、障害等級に該当する障害の状態になった子も含まれる。

確認問題

問題 1

配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、その者が婚姻をしたときには消滅する。

解答



(法第40条)

問題 2

障害等級1級または2級に該当する子の有する遺族基礎年金の受給権は、子が20歳に達した年度の末日をもって消滅する。

解答



(法第40条)

「20歳に達した年度の末日」ではなく、「20歳に達したとき」に消滅します。



遺族基礎年金（2）③：9分

1. 支給停止（法第41条）
 2. 配偶者の所在不明による支給停止（法第41条の2）
 3. 子の所在不明による支給停止（法第42条）
 4. 離婚や再婚をした場合の取扱いについて
 5. 遺族基礎年金の改正の変遷
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第41条……………国民年金法第41条

支給停止①（法第41条）

遺族補償 による 支給停止

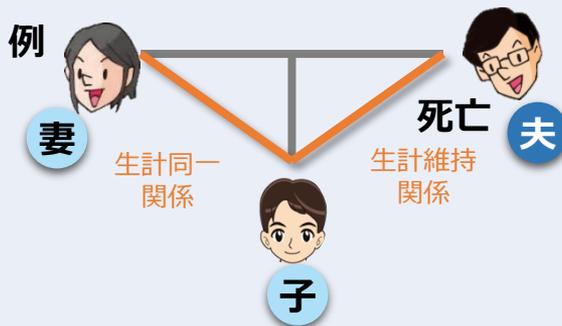
労働基準法の規定による遺族補償が行われるとき

死亡の日から6年間、遺族基礎年金の支給が停止

※遺族基礎年金と同一の支給事由により、労働者災害補償保険の遺族補償年金を受けられるときは、遺族基礎年金は、全額支給される。

子に対する 支給停止 (1)

配偶者が 遺族基礎年金の 受給権を有するとき



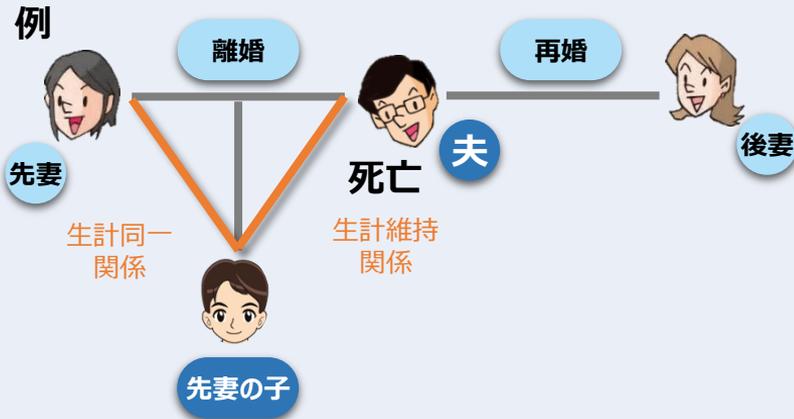
妻が受給権を
有している間は
子に対する
遺族基礎年金は
支給停止

ただし、配偶者に対する遺族基礎年金が、
配偶者の申出、または所在不明により支給を停止されている場合には、子に対する支給停止が解除される。

支給停止②（法第41条）

子に対する 支給停止 (2)

生計を同じくする
その子の父、
または母があるとき

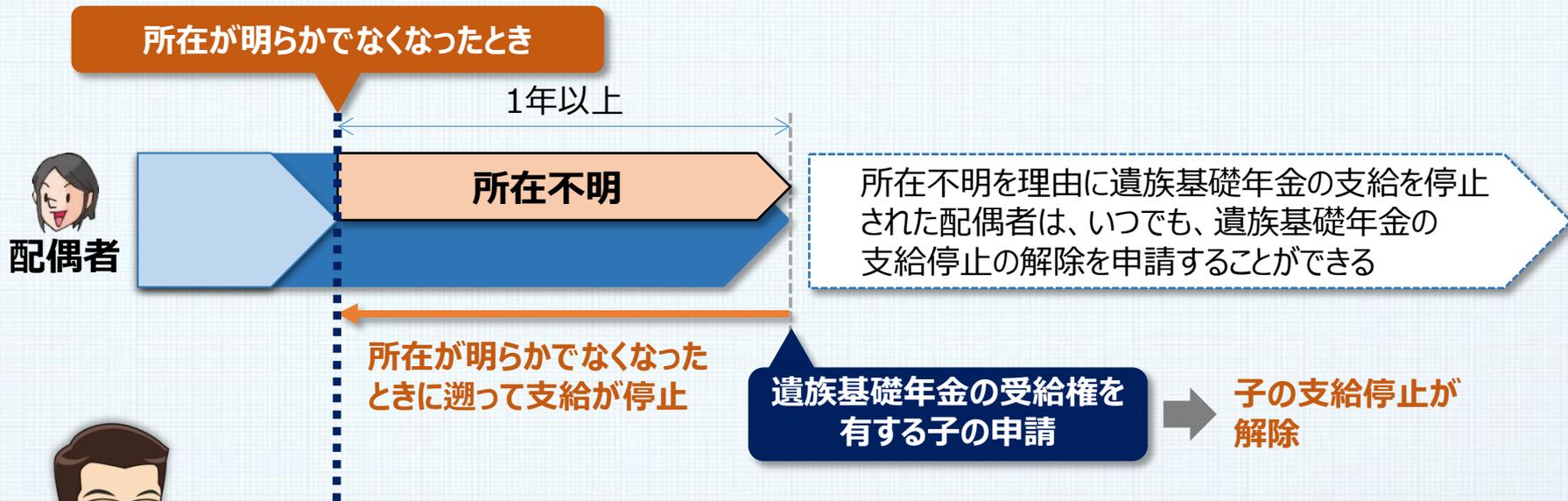


先妻の子に遺族基礎年金
の受給権が発生するが

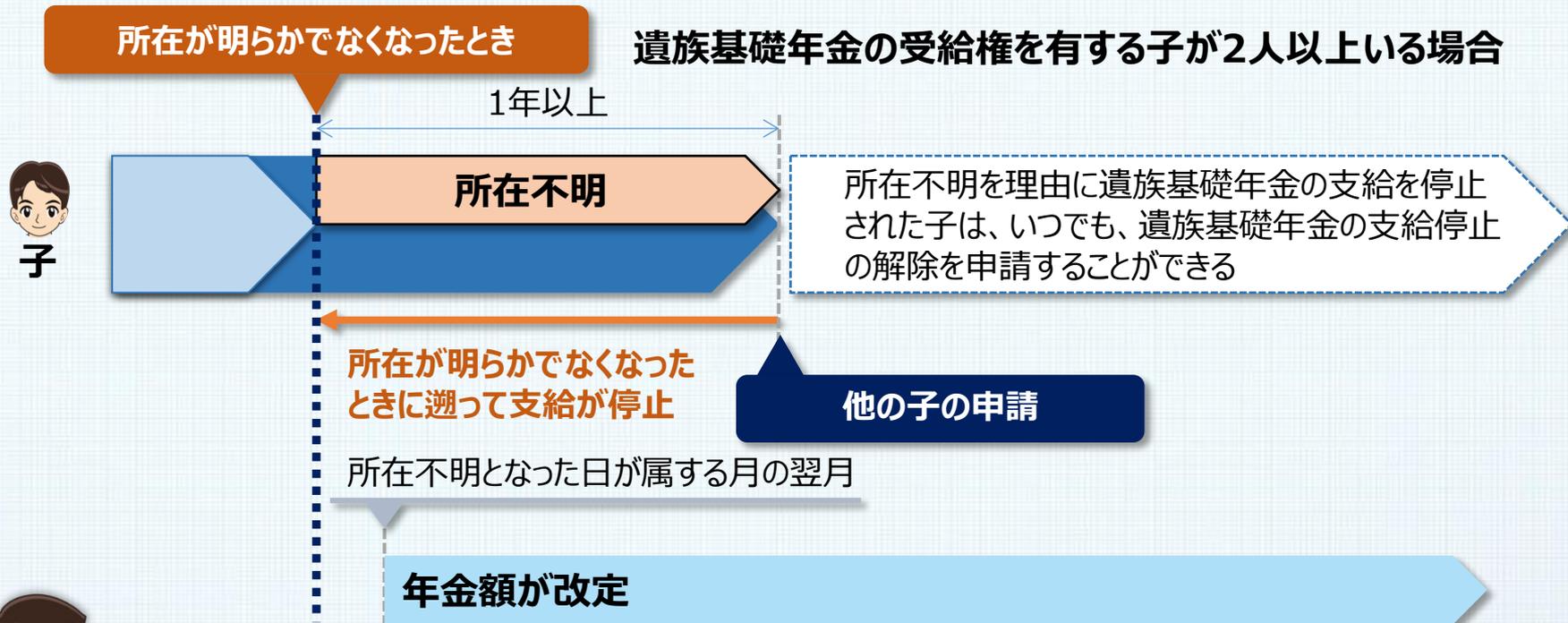
先妻の子が先妻（母親）と
生計を同じくしている場合は、
先妻の子に対する遺族基礎
年金は支給停止となる

配偶者の所在不明による支給停止（法第41条の2）

配偶者の所在が1年以上明らかでないとき



子の所在不明による支給停止（法第42条）

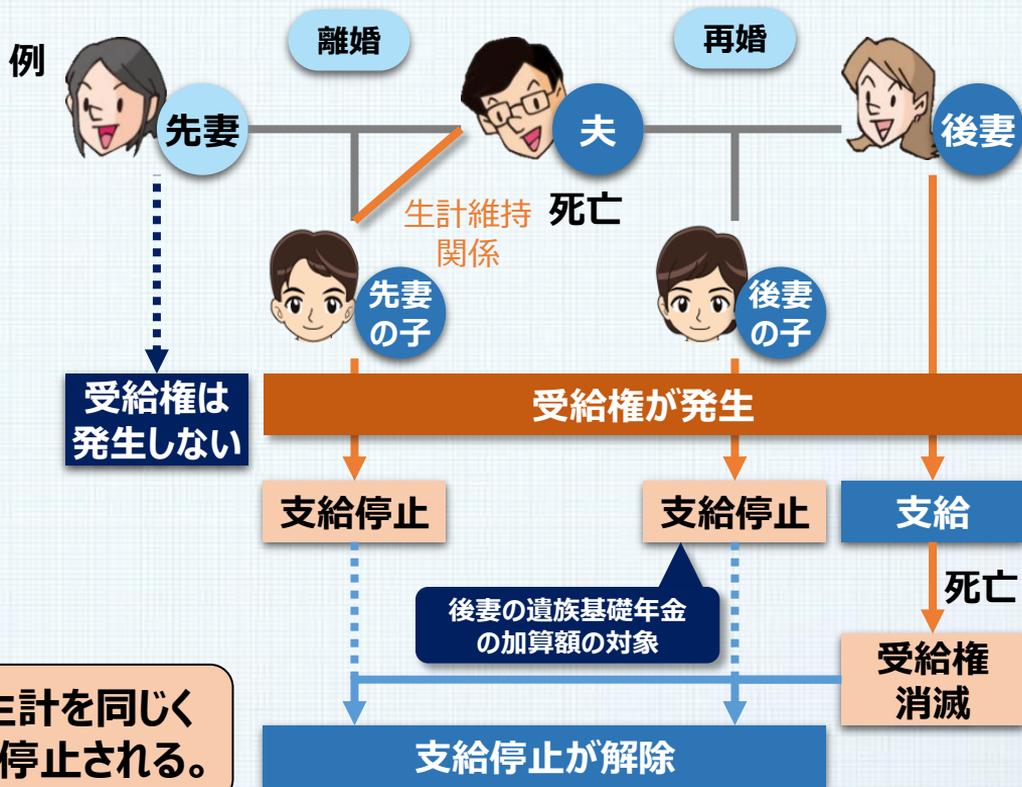
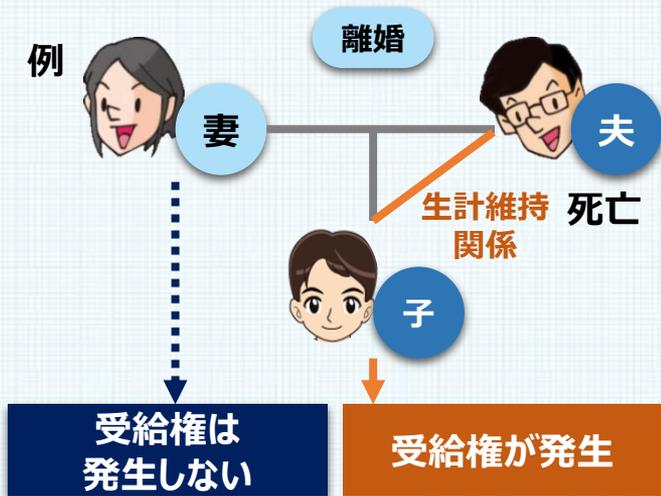


- ・支給停止が解除された場合は、支給停止が解除された日の属する月の翌月から年金額が改定される。
- ・支給停止が解除された場合は、所在が明らかになったときに遡って、年金額が改定されるわけではない。



離婚や再婚をした場合の取扱いについて①

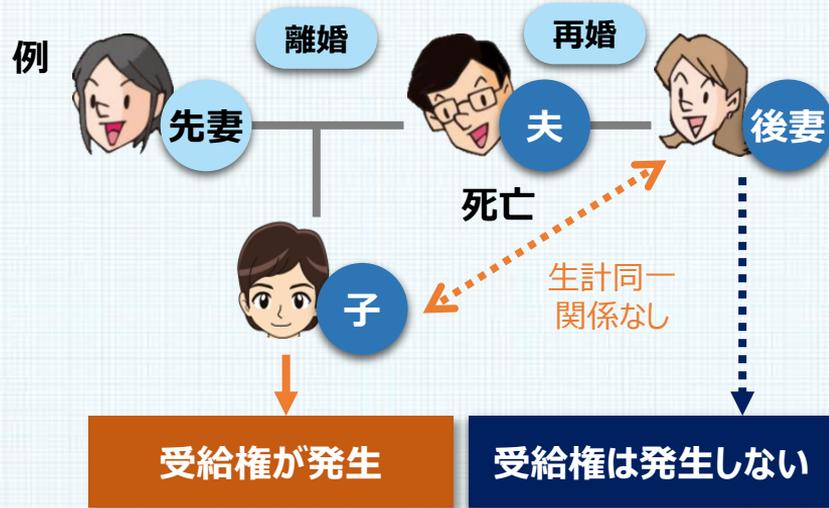
【離婚の場合】



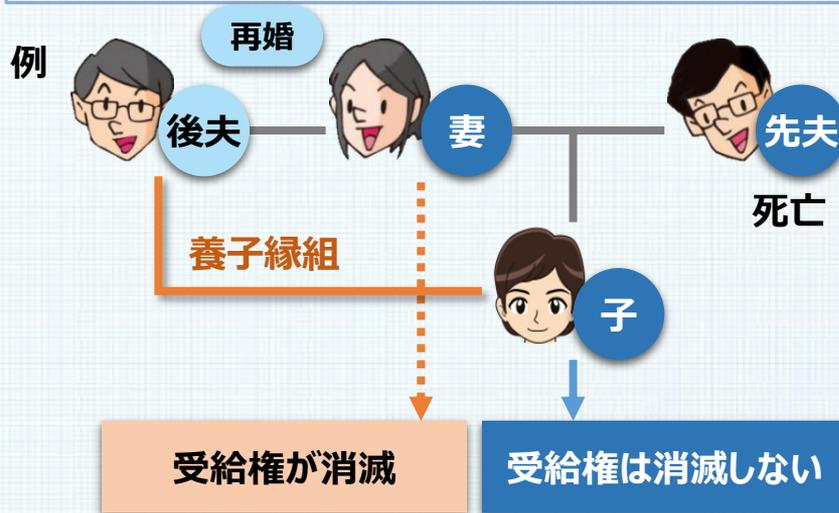
ただし、子に支給される遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父または母があるときは、支給停止される。

離婚や再婚をした場合の取扱いについて②

夫が先妻の子を連れて再婚をし、先妻の子と後妻が生計を同じくする前に死亡した場合



遺族基礎年金の受給権者である妻が再婚をした場合



ただし、子に支給される遺族基礎年金は、
生計を同じくするその子の父または母があるときは支給停止される。



遺族基礎年金の改正の変遷

遺族基礎年金

国民年金に加入している方などが死亡した場合に、死亡した方によって生計を維持していた**遺族**の生活の安定を図るために支給される給付

新法対象者と
旧法対象者

子のある配偶者（妻・夫）、または子 

新法施行日（昭和61年4月1日）

昭和61年3月31日以前

昭和61年4月1日以後

死亡した日が
新法施行日前

旧国民年金法の遺族給付支給

死亡した日が
新法施行日以後

遺族基礎年金支給

母子福祉年金
準母子福祉年金

旧国民年金法（母子福祉年金等）

遺族基礎年金に裁定替え

新法の年金（遺族基礎年金）として支給

確認問題

問題 1

労働者災害補償保険法による遺族補償年金が支給されるときは、遺族基礎年金は全額が支給停止される。

解答



(法第 4 1 条第 1 項、労働者災害補償保険法別表第 1)

遺族基礎年金と同一の支給事由による労働者災害補償保険法の遺族補償年金が支給される場合には、遺族補償年金が減額調整され、遺族基礎年金は全額支給されます。

問題 2

遺族基礎年金の受給権を有する子が 2 人以上いる場合において、その子のうち 1 人以上の子の所在が 1 年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によって、その申請があった月の翌月から支給を停止する。

解答



(法第 4 2 条第 1 項)

申請があった月の翌月からではなく、所在が明らかでなくなったときに遡って支給停止となります。

